有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日

(第11期) 至 平成24年3月31日

ニッシン債権回収株式会社

(E03737)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

ニッシン債権回収株式会社

目 次

第11期 有	矿	価証券報告書
【表紙】		
第一部		【企業情報】
第1		【企業の概況】
	1	【主要な経営指標等の推移】2
	2	【沿革】
	3	【事業の内容】
	4	【関係会社の状況】9
	5	【従業員の状況】10
第2		【事業の状況】 ············11
	1	【業績等の概要】11
	2	【生産、受注及び販売の状況】13
	3	
	4	
	5	
	6	【研究開発活動】20
	7	
第3		【設備の状況】24
	1	
	2	【主要な設備の状況】24
	3	ESSAND COLUMN A CALLET
第4		【提出会社の状況】・・・・・・25
	1	
	2	
	3	
	4	# b 1 - Hear - 4 hear 5 #
	5	
	6	**************************************
第 5		【経理の状況】38
	1	
	2	【財務諸表等】69
第6		【提出会社の株式事務の概要】85
第 7		【提出会社の参考情報】
	1	
	2	【その他の参考情報】······86
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】87

監査報告書

内部統制報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成24年6月29日

【事業年度】 第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	27, 859	13, 610	11, 837	6, 168	6, 360
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	3, 245	△6, 729	40	443	548
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	1, 258	△8, 856	406	△510	△1,808
包括利益	(百万円)	_	_	_	△430	△1, 541
純資産額	(百万円)	10, 555	3, 701	7, 238	6, 394	3, 827
総資産額	(百万円)	56, 717	36, 709	30, 719	27, 233	23, 386
1株当たり純資産額	(円)	8, 204. 92	402. 54	559. 88	151. 41	△1, 006. 41
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	1, 157. 94	△7, 799. 37	166. 66	△391.78	△1, 149. 61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	1, 156. 74	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	15. 8	1.9	10.0	9. 3	3. 1
自己資本利益率	(%)	14. 4	△184. 3	21.6	△18. 2	△111.0
株価収益率	(倍)	11.5		10. 2	_	_
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△144	7, 429	8, 649	4, 048	3, 960
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3, 553	1, 706	△1,838	870	682
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△7, 178	△8, 898	△6, 472	△3, 277	△3, 444
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	1,618	1, 855	2, 193	3, 836	5, 034
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者 数)	(名)	105 (7)	50 (2)	59 (2)	52 (3)	47 (3)

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 第8期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
 - 3 第8期、第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 4 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	10, 133	8, 433	4, 278	4, 719	3, 095
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	65	△6, 409	△528	415	121
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	877	△7, 853	517	△119	△467
資本金	(百万円)	1,736	2, 036	3, 036	3, 036	3, 036
発行済株式総数	(株)	普通株式 1,087,360 第1回第一種 優先株式	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 —	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 20,000	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 20,000	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 20,000
純資産額	(百万円)	5, 933	△1, 328	1, 229	1, 075	531
総資産額	(百万円)	47, 576	26, 529	24, 767	21, 572	18, 830
1株当たり純資産額	(円)	5, 362. 28	△817. 06	△560. 37	△740. 28	△1, 115. 09
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	415 (415)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	807. 59	△6, 916. 51	231. 79	△163. 23	△366. 59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	806.75	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	12. 3	△5.3	4.7	4. 7	2.8
自己資本利益率	(%)	15. 0	_	44.6	△11.0	△60.6
株価収益率	(倍)	16. 5	_	7.3	_	_
配当性向	(%)	51. 4	_	_	_	_
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	98 (7)	45 (2)	54 (2)	48 (3)	42 (3)

- (注) 1
- 営業収益には、消費税等は含まれておりません。 第8期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 また、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在

 - していないため記載しておりません。 3 第8期の自己資本利益率については、債務超過の影響に伴い記載しておりません。 4 第8期、第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりませ
 - ん。 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

年月	沿革					
平成13年7月	債権管理回収業務を主な事業目的として東京都千代田区神田多町2丁目9番6号にニッシン債権					
	回収株式会社(資本金500百万円)を設立。					
平成13年10月	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)による債権管理回収業の許可を					
	取得(許可番号:第58号)し、営業を開始。					
平成15年3月	東京都千代田区神田錦町1丁目2番地1に本社を移転。					
平成16年1月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ(連結子会社)を設立。					
平成16年3月	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号に本社を移転。					
平成16年9月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。					
平成16年12月	有限会社ミヤコキャピタル(連結子会社)を設立。					
 平成17年8月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツの100%子会社として、不動産関連事業を目的とした有					
一一次17年8万	限会社シー・エヌ・インベストメンツ(連結子会社)を設立。(平成18年5月 持分法適用関連会社					
	に変更)					
平成17年11月	中国不良債権投資事業を目的として有限会社ジェイ・ツー・中国投資(連結子会社)を設立。					
平成18年12月	大阪市中央区城見1丁目2番地27号に関西営業所を新設。(平成20年7月閉鎖)					
平成21年2月	第三者割当により資本金を2,036百万円に増資。					
平成21年6月	東京都千代田区九段南4丁目2番地11に本社を移転。					
平成21年6月	第1回第一種優先株式の発行により資本金を3,036百万円に増資。					

3 【事業の内容】

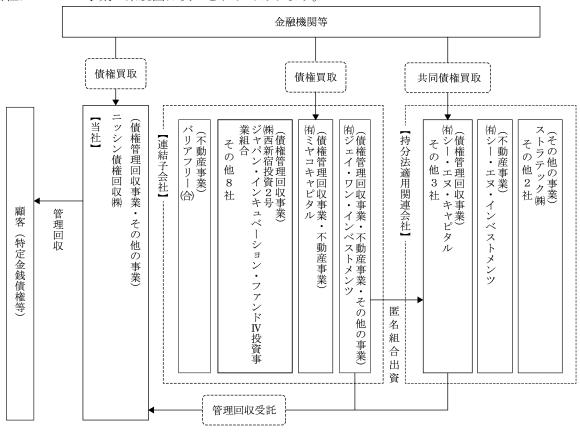
当社は、平成13年7月に設立された債権回収会社であり、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という。)に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループは、当社、連結子会社13社、持分法適用関連会社8社を含めた計22社で構成されており、 債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

会社名	事業の内容	摘要	
ニッシン債権回収㈱	債権管理回収事業 その他の事業	当社	
闹ジェイ・ワン・インベストメンツ	債権管理回収事業 不動産事業 その他の事業		
(相ミヤコキャピタル	債権管理回収事業 不動産事業		
㈱西新宿投資2号		連結子会社	
ジャパン・インキュベーション・ファンドW 投資事業組合	債権管理回収事業		
その他8社			
バリアフリー(合)	不動産事業		
郁シー・エヌ・キャピタル	- 債権管理回収事業		
その他3社	限惟日母四似 尹未		
(相シー・エヌ・インベストメンツ	不動産事業	持分法適用関連会社	
ストラテック(株)	その他の事業		
その他2社	1 てい心の事未		

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 当社が管理回収を行う顧客(特定金銭債権)は、金融機関等から買取った債権の債務者であります。

当社グループの業務の内容は以下のとおりであります。

(1) 債権買取業務

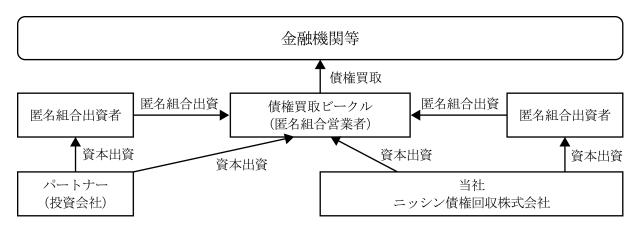
特定金銭債権の買取には、金融機関等との交渉を行って債権を買取る場合と、入札により競落した場合に買取る指名入札制とがありますが、いずれの場合についても、当該債権の各種情報を精査してリスクとリターンを分析し(以下「デューデリジェンス」という。)、出口戦略(投資回収手法の選択と予定回収期間の設定)に基づく価格を算出して(以下「プライシング」という。)、買取金額を提示します。

当社は、特に事業者向けの債権についてのプライシングや管理回収に強みを持ち、これまで主に無剰 余債権(※)及び無担保債権を主な買取の対象としてきました。しかし最近では、正常債権の評価もし くは不動産担保付債権の担保評価、並びにこれら債権に関する管理回収を行う業務体制が整ったことか ら、当社は取扱債権の範囲を拡大してきております。

また、今後の債権買取チャネルの拡大、投資リスクの分散及び当社得意分野への集中を図るため、当社グループ会社は、自ら又は他の投資会社と特定金銭債権の共同債権買取を行っており、当社は当社グループ会社が買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

(※)無剰余債権 … 担保付債権のうち、担保としての評価が出来ないものや、先順位債権の存在によって担保 からの回収が見込めない債権をいう。

なお、債権買取チャネルの拡大と投資リスクの分散を図るため、当社グループ会社において行われている共同債権買取スキームの概略(一例)は下図のとおりであります。



(2) 債権管理回収業務及び管理回収業務の受託業務

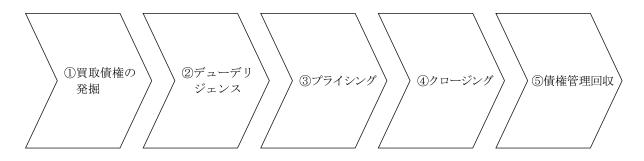
当社が上記(1)に基づき買取した特定金銭債権の大部分は、金融機関等が不良債権と認識した債務不履行の状態にある債権ですが、当社では管理回収にあたって、関連諸法令を遵守するとともに、当社が独自に定めた債権回収マニュアルに従って、債務者への返済依頼にとどまらず、債務者の状況や事情に応じて返済条件の変更等を含む交渉を行っております。

具体的には、当社は、債務者を営業上の顧客と位置付けて、当該顧客(法人・個人)への返済依頼の連絡にとどまらず、プライバシーに最大限の注意を払いつつ顧客の状況や事情を個別に勘案し、助言及び返済条件の変更等のカウンセリングを行い、顧客の健全な経営・家計の回復と維持に努めながら具体的な返済プランを作成します。こうしたカウンセリングを経た上で、当社は債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した債権の管理回収業務を行っております。

なお、買取債権については、回収した金額がそのまま当社の営業収益となります。

また、当社グループ会社が投資した買取債権の管理回収業務は当社が受託しており、この場合には委託契約に基づいて委託者から支払われる報酬が当社の営業収益となります。

以上に述べた当社における債権買取業務及び債権管理回収業務のフローの概略は以下のとおりであります。



① 買取債権の発掘

各金融機関等(都市銀行、信託銀行、生損保、外資系金融機関等)に向けた積極的な営業活動により、金融機関が行うバルクセール(不良債権等の一括売却)への入札参加や相対取引の指名獲得により、買取債権の発掘を行っております。

② デューデリジェンス

入札や相対取引への参加が確定した場合は、金融機関との守秘義務契約の締結後、対象債権の各種 情報を入手し、当社の自己投資に対するリスクとリターンを分析します。

③ プライシング

デューデリジェンスの結果を基に、出口戦略(投資回収手法の選択と予定回収期間の設定)を検討した上で、期待収益率に基づき将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格(投資現在価値)を算出します。

④ クロージング

入札参加後、当社が当該債権を落札した場合には、金融機関等と債権譲渡契約を締結し、譲渡代金の支払と同時に金融機関から債権及び担保権の譲渡がなされます。

⑤ 債権管理回収

債務者との個別具体的なカウンセリングを経た上で、債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した特定金銭債権の管理及び回収を行います。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容		の所有 有)割合 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 有限会社ジェイ・ワン・ インベストメンツ(注) 4、5	東京都千代田区	3	債権管理回収事業 不動産事業 その他の事業	100.0	_	債権管理回収業務 の委託 資金の貸付
有限会社ミヤコキャピタ ル(注) 2	東京都千代田区	3	債権管理回収事業 不動産事業	100. 0 (100. 0)	_	_
株式会社西新宿投資2号	東京都千代田区	1	債権管理回収事業	100. 0	_	債権管理回収業務 の受託
ジャパン・インキュベー ション・ファンドIV投資 事業組合(注) 2 、3	東京都千代田区	671	債権管理回収事業	100. 0 (100. 0)	_	_
その他8社	_	_			_	_
バリアフリー合同会社 (注)2、4	東京都千代田区	0	不動産事業	60. 0 (60. 0)	_	_
(持分法適用関連会社) 有限会社シー・エヌ・ キャピタル	東京都千代田区	3	債権管理回収事業	50. 0	_	債権管理回収業務 の受託 資金の貸付
その他3社	_	_			_	_
有限会社シー・エヌ・ インベストメンツ(注) 2	東京都千代田区	3	不動産事業	50. 0 (50. 0)	_	_
ストラテック株式会社	東京都千代田区	100	その他の事業	43.0	_	役員の兼任 2名
その他2社	_	_	*C ツ他ツ尹未 	_	_	_

- 「主要な事業の内容」の欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。 (注) 1
 - 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

 - 3 特定子会社であります。 4 有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ及びバリアフリー合同会社については営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。
 - 5 連結子会社の恂ジェイ・ワン・インベストメンツは債務超過会社であり、平成24年3月31日現在の債務超過 の金額は3,659百万円であります。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	<i>恂ジェイ・ワン・インベストメンツ</i>	バリアフリー(合)
営業収益	998	1, 827
経常利益	2	42
当期純利益又は 当期純損失(△)	△2, 118	0
純資産額	△3, 659	2
総資産額	10, 531	1, 232

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
債権管理回収事業	37 (3)
不動産事業	5 (-)
その他の事業	5 (-)
슴콹	47 (3)

- (注) 1 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - 2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
 - 3 臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
42 (3)	43	5.8	4, 715

セグメントの名称	従業員数(名)
債権管理回収事業	37 (3)
その他の事業	5 (-)
合計	42 (3)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
 - 4 臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - 5 従業員数が当事業年度において6名減少しておりますが、退職による自然減であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災や欧州における金融不安、円高の長期化などの影響により、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当連結会計年度の営業収益につきましては、金融機関による不良債権処理の減少により、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしましたが、既存債権の回収及び不動産の売却が進捗したことから、買取債権回収高3,279百万円(前連結会計年度比30.9%減)、不動産売上高1,655百万円(前連結会計年度は2百万円)、不動産賃貸収入669百万円(前連結会計年度比17.9%減)、その他の収益756百万円(同25.6%増)を合わせ、合計では6,360百万円(同3.1%増)となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が1,682百万円(同45.1%減)、買取不動産の売却に伴う不動産売上原価1,769百万円(前連結会計年度は65百万円)、不動産賃貸収入に係る不動産賃貸原価94百万円(前連結会計年度比24.8%増)、その他の原価9百万円(同91.7%減)を合わせ、合計では3,555百万円(同7.1%増)となりました。この結果、営業総利益は2,804百万円(同1.5%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当258百万円(同4.4%増)、貸倒関連費用226百万円(同35.4%減)等を計上し、合計1,210百万円(同19.1%減)となりました。この結果、営業利益は1,594百万円(同17.9%増)となりました。

営業外収益は23百万円(同81.9%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息886百万円(同8.5%減)の計上により、合計で1,069百万円(同3.2%増)となりました。この結果、経常利益は548百万円(同23.5%増)となりました。

特別利益は62百万円(同35.8%減)となり、特別損失につきましては、主に債務保証先の破産手続開始 決定により債務保証損失引当金繰入額1,321百万円、取引先に対する債権の回収可能性の再評価を行った 結果、貸倒引当金繰入額800百万円を計上したことにより、合計で2,132百万円(同114.9%増)となり、 この結果、税金等調整前当期純損失は△1,522百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純損失△451百 万円)となりました。

また、法人税等関連費用4百万円、少数株主利益281百万円(前連結会計年度比158.3%増)の計上により、 当期純損失は△1,808百万円(前連結会計年度は当期純損失△510百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 債権管理回収事業

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移したものの、既存債権の回収進 捗により、営業収益3,973百万円(前連結会計年度比22.3%減)、営業利益1,187百万円(同95.6%増)となりました。

② 不動産事業

不動産関連事業につきましては、主に買取不動産売却により、営業収益2,334百万円(同181.1%増)、 営業利益377百万円(同30.6%減)となりました。

③ その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益51百万円(同76.9%減)、営業利益28百万円(85.6%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度に比べ1,197百万円増加し、5,034百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は3,960百万円(前連結会計年度は4,048百万円の増加)となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失が△1,522百万円(同、税金等調整前当期純損失△451百万円)となったものの、非資金取引である貸倒関連費用が1,026百万円(同335百万円)、債務保証損失引当金の増加額が1,321百万円となり、買取債権に係る資金の純増額が1,647百万円(同3,037百万円)及び買取不動産に係る資金の純増額が1,656百万円(同30百万円)となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の増加は682百万円(前連結会計年度は870百万円の増加)となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が619百万円(同574百万円)となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は3,444百万円(前連結会計年度は3,277百万円の減少)となりました。これは、短期借入金に係る資金の減少額が1,783百万円(同821百万円)、長期借入金に係る資金の減少額が697百万円(同1,649百万円)、少数株主への払戻による支出が963百万円(同406百万円)となったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分		会計年度 2年4月1日 3年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権管理回収事業	債権買取額	28	69. 3	34	89. 4
不動産事業	不動産買取額	12	30. 7	4	10.6
合	計	41	100. 0	38	100.0

⁽注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)								
	当期増加額 当期減少額							
期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	その他 (百万円)	当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	期末残高 (百万円)			
12, 933	34	0	1, 682	463	10, 822			

⁽注) 1. 当期増加額その他は、未実現利益の実現による増加額であります。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称		会計年度 2年4月1日 3年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
債権管理回収事業	5, 113	82. 9	3, 973	62. 5	
不動産事業	830	13. 5	2, 334	36. 7	
その他の事業	224	3. 6	51	0.8	
合計	6, 168	100.0	6, 360	100.0	

⁽注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

^{2.} 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

金融市場、不動産市況の低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は厳しい状況が続くなか、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に生かし、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることが最優先の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく 方針であります。

①資産と負債の圧縮

既存の買取債権の回収及び売却の促進による、取引金融機関からの借入金返済財源の確保

②資金効率を高めた収益構造への転換

債権回収業務及び不動産関連業務に関する受託業務、アドバイザリー業務の拡大により、有利子負債 調達に過度に依存せず安定的な収益を獲得

③固定費の圧縮による経費削減

現状の事業規模に見合った組織体制構築等による経費抑制の維持

④新規事業の開発

将来の収益基盤の拡大を図るため、債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に 生かした新規事業を開発

⑤資本政策の検討

財務基盤の強化を図るため、企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる 主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資 者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ(当社及び当社子会社)が判断したものであります。

1 事業環境の変化について

(1) 不良債権処理の動向

サービサー法の施行以降、金融機関による不良債権処理の活発化に伴い、不良債権の流動化市場は順調に拡大してまいりました。しかしながら、急激な経済環境の変化等による影響から、近年は金融機関による不良債権処理は鈍化しており、不良債権流動化市場は停滞・縮小傾向にあります。恒常的に発生する不良債権により、不良債権流動化市場及びその処理ニーズは、一定の水準を維持するものと思われますが、市場の停滞・収縮は、債権回収業務をコアビジネスとする当社グループの収益の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成23年6月30日時点では、債権管理回収会社が取扱った債権の数及び取扱債権額(債権回収会社が管理回収の委託を受けた債権及び譲り受けた債権の数及び合計額)は、それぞれ1億3百万件(平成22年12月31日時点の調査から6.6%の増加)、320兆円(同3.9%の増加)に達しております(平成23年12月9日付法務省プレスリリース「債権回収会社(サービサー)の業務状況について(概要)」)。

(2) 債権の買取について

サービサー法によれば、債権管理回収業は法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができないとされていますが、平成23年6月30日時点における債権管理回収業の営業会社数は94社となっており(平成23年12月9日付法務省プレスリリース「債権回収会社(サービサー)の業務状況について(概要)」)、その競争は激しくなっております。当社は特定金銭債権の種類ごとに区分された独自のプライシング基準の見直しやデューデリジェンスの精度の向上等に努めておりますが、当社グループが常に特定金銭債権の買取において競争力を維持することができる保証はなく、特定金銭債権を買取ることができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、競争の激化により、今後特定金銭債権の買取価格の水準が高騰したり、受託手数料が低下した場合には債権回収による利益率が下落し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 回収期間の長期化

当社は、債務者の状況や事情を勘案し、助言及び返済条件の変更等のカウンセリングを行った上で、債務者との間で個別の和解契約を締結し、当該契約に基づき一括又は分割返済による支払を受け 又は法的手続きを実行するなどして、特定金銭債権の管理及び回収を行っております。

しかし、急激な景気後退などの影響から既存債権が不良化し、回収期間が長期化する可能性があります。当社は、回収方法及び回収期間をも考慮にいれたプライシング基準を適用することにより対処していく所存ですが、今後、かかる傾向に拍車がかかる場合には、買取債権の投資効率が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産市況及び流動性について

昨今の経済状況の影響から、不動産市場は一部に回復の兆しが見られるものの、依然低調に推移しております。また、東日本大震災の影響は不透明な状況となっております。当社は、債権管理回収業において不動産担保付債権を取扱っており、また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産事業を行っていることから、このような市場環境が長期化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 法的規制について

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法の概要

① 許可

債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができません。当社はかかる許可を平成13年10月25日に取得しています(許可番号第58号)。今後、当社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合等には、サービサー法第24条に基づき業務停止命令あるいは許可取消処分を受け、債権管理回収業を営むことができなくなるため、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、許可基準はサービサー法に規定されておりますが、今後、許可基準が緩和されたことにより、債権回収会社の数が急激に増加し、当社の特定金銭債権の買取・回収業務件数が減少した場合には、当社グループの営業収益及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 業務の範囲

当社は、サービサー法の適用を受けており、原則として債権管理回収業及びその附随業務以外の 業務を営むことができません。当社がそれ以外の業務を営むためには法務大臣から兼業についての 承認を受ける必要がありますが、今後当社が事業範囲の拡大を意図しても法務大臣の兼業承認がな されるか否かは不確実であり、法務大臣の承認が受けられない場合には、事業範囲を拡大すること ができず、当社グループの事業の遂行及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社は、現在、古物営業、貸金業、不動産関連事業(債権処理及び再生業務に関連するもの)、投資業、コンサルティング業、事務代行業について兼業承認を受けております。

③ その他の規制

サービサー法は、債権回収会社に対して、特定金銭債権の弁済を受けた際の受取証書の交付義務、債権証書の返還義務等、業務上遵守しなければならない事項を定めています。今後の同法等の改正により、新たな規制が設けられた場合には、当社グループの業務遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、債権回収会社は、事業報告書の提出、監査・立入検査等を通じて、法務大臣の監督を受けており、法務大臣は債権回収業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善を命じることができます。当社は、サービサー法、その他関連諸法令等を遵守して業務を遂行しており、これまで業務改善命令を受けたことはありませんが、今後何らかの事情により業務の改善を命じられた場合には、当社グループの業務遂行に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 古物営業法

当社グループが取得するリース債権又は割賦債権に動産担保権が設定されている場合、当社は当該担保権の目的たる動産を廃棄処分するか、又はこれを転売することがあり得ますが、このような古物の売買等を営業として行う場合には、古物営業法に基づき都道府県公安委員会の許可を受けることが必要です。このため、当社は、東京都公安委員会より古物商の許可を取得しており(許可番号東京都公安委員会第301020308468号)、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、今後何らかの理由により営業の停止命令あるいは許可取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 宅地建物取引業法

債権回収会社が特定金銭債権の担保権を実行し、競売手続により債権回収を行うことは債権管理回収業に含まれるため、宅地建物取引業法の適用は受けません。しかし当社は、債権管理回収業に附随して、特定金銭債権に関する担保不動産の売買、交換若しくは賃借又はその代理若しくは媒介を行う業務を営んでおり、かかる業務を営むには宅地建物取引業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の免許が必要です。当社は同免許を平成15年9月5日に取得しており(免許証番号東京都知事(2)第82273号)、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、何らかの理由により業務停止処分あるいは免許取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産の売買、賃貸借及びその仲介等の業務を行うため、宅地建物取引業免許を取得しております(免許証番号東京都知事(2)第83405号)。

(4) 共同買取に関する法規制

当社グループは、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務を行っております。当社グループは共同買取業務を行うに当たって、以下の法律の制約を受ける可能性があります。

① 不動産特定共同事業法·宅地建物取引業法

当社グループが現在行っている共同買取業務においては、債権買取ビークル(商法に規定される 匿名組合)は不動産の自己競落(競売を申し立てた債権者が自分で落札すること)して第三者に売却 する場合があるため、不動産特定共同事業法及び宅地建物取引業法の適用を受ける可能性がありま す。

② 貸金業法

共同買取業務を行うに際して、当社が当社の子会社ではない会社に対して資金の貸付を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。当社は、今後の共同買取業務において、債権買取ビークルに対して柔軟に資金貸付を行うことを目的として、東京都に貸金業の登録をしており(登録番号東京都知事(3)第28639号)、同業務につきサービサー法に基づく兼業承認を受けております。

3 現在の事業体制に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

平成24年3月末現在における当社組織を構成する人員は、役員6名(取締役3名、監査役3名)及び従業員47名(臨時従業員、派遣社員を除き当社グループへの出向者を含む)と小規模であり、内部管理体制もこのような小規模な体制に応じたものとなっております。

今後は、当社グループ事業を取り巻く環境を勘案しながら適正な人員数を維持する方針でありますが、何らかの理由により突発的な人材の流出等が発生し、代替要員の不在ひいては事務引継手続の遅延等が生じた場合には、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 借入金依存度が高いことについて

① 資金調達

当社は、営業キャッシュ・フローを補うため、金融機関等からの有利子負債による調達などを行なってまいりました。平成24年3月末現在の総資産有利子負債比率は76.0%になっており、借入金への依存が相当高い状況にあります。今後も借入金依存度は高い水準で推移することが予想されることから、金融市場の信用収縮が更に長期化し金融機関からの借入が実施できない場合には、債権の買取が実施できず、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

② 調達金利

上記のとおり、当社は借入に依存する度合いが高いため、今後、経済情勢の変動により金利が急激に上昇した場合には支払利息が収益を圧迫し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 主要借入先の状況

当社グループの主要借入先であった日本振興銀行㈱は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、当社グループの同行からの借入金は平成23年5月27日付をもって、㈱整理回収機構に譲渡されております。

同社に対しては、適時、借入金の期限延長等の要請を行ってまいりますが、期限延長等の協議が 今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

(3) 優秀な人材の確保について

当社における金融機関等に向けた特定金銭債権の買取営業、債権のプライシング、債権回収業務等の業務については、これらの業務に関する高度な知識、スキル及び経験を要するものであるため、このような能力を有する優秀な人材を確保することが当社グループの事業を維持、成長させるために必要であり、当社グループの経営の重要な課題と認識しております。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社グループの事業推進に影響が出る可能性があるとともに、業績にも影響を与える可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保や育成により経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

しかしながら、事業の拡大や人員の増強に対して、適切かつ十分な組織の整備等ができるか否かは 不確実であり、これらが不十分な場合は、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性がありま す。

4 顧客情報について

当社は、債権管理回収業の遂行上、債務者たる顧客に関する情報を保有しており、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者であります。当社におきましては、個人情報保護方針及び個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、個人情報の保護管理に関する規程等の整備、顧客情報への閲覧権者を制限する債権管理システムの導入、また、個人情報を取扱う従業員等に対して個人情報保護に必要な教育、監督を徹底し、顧客の個人情報や取引内容等が漏洩することのないように留意しております。

しかしながら、不正行為によるシステム侵入や当社担当者の過誤等の不測の事態により顧客情報が外部へ流出し、当社の管理責任が問われた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 取締役弁護士について

サービサー法上、債権回収会社においては、少なくとも1名の弁護士を業務に従事する取締役とすることが要求されています。当社は、取締役弁護士として弁護士児玉譲氏を選任しておりますが、同氏が何らかの理由により、当社の取締役としての業務を行うことが困難となり、後任の弁護士たる取締役が速やかに選任されない場合には、当社の債権管理回収業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

6 継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に当社グループの主要借入先であった日本振興銀行㈱が経営破綻し、平成23年5月には同行からの借入金は㈱整理回収機構に譲渡されております。日本振興銀行㈱の経営破綻以降、適時に借入先との期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、合意の得られる期限延長等の期間は短期的であり、期限到来の都度、借入先と協議を行わなければならない状況にあります。なお、当連結会計年度において当社グループは㈱整理回収機構から9,264百万円の借入金、日本振興銀行㈱を主要借入先としていた企業群から6,076百万円の借入金及び2,589百万円の優先匿名組合出資の受入があります。

また、ターンアラウンド債権回収㈱が平成23年6月に経営破綻しましたが、同社に2,485百万円の債務保証を行っている当社グループは、㈱整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があり、債務保証損失引当金繰入額1,321百万円を特別損失に計上し、当連結会計年度において1,808百万円の当期純損失を計上いたしました。

㈱整理回収機構との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議、並びに他の借入先 との期限延長の契約更新手続に関する協議については鋭意対応してまいりますが、今後これらの協議が合 意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金等の期限延長等の契約更新手続の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社グループの企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費抑制の維持に努めてまいります。

当連結会計年度に重要な当期純損失を計上したものの、経常利益については548百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても3,960百万円の収入となっており、引き続き安定した収益構造の確立を図り、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ (当社及び連結子会社) が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針

① 債権回収原価の計上基準について

債権回収原価の計上について当社グループは、債権の返済条件によって償却原価法と回収原価法の両方法を適用しております。

償却原価法とは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成12年1月31日会計制度委員会第14号)のとおり、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローの合計額と取得原価との差額について実効利子率を求め、この実効利子率に基づいて債務者からの入金額を元本の回収と利益とに区分する方法であります。当社グループは、将来キャッシュ・フローが合理的かつ計画的に見積れる債権について会社所定のルールに基づき償却原価法により処理しております。

一方、回収原価法とは、債務者からの回収額を優先して元本(当社の買取金額)に充当し、回収額が元本を超過した部分を利益として認識する方法であります。回収原価法を採用する場合は、①債務者からの一括弁済、②破産債権等の配当金による回収、③譲渡通知等の通知による顧客の任意支払、④法的執行による回収、⑤第三者からの任意支払の場合等があげられ、これらはいずれも見積りキャッシュ・フローを合理的かつ計画的に見積ることができないため、償却原価法が適用できませんので回収原価法を採用しております。また、償却原価法を適用していた債権について、当社との和解内容による弁済に遅れが生じ、会社所定の期限以内に遅延分の弁済を受け、その後、和解内容どおりの弁済を受けられない場合には、回収原価法に切り替えることとしております。

② 貸倒引当金の計上基準について

当社グループが主として取扱う債権は、譲渡元金融機関において不良化したとして認識された債権でありますが、当社グループは、債権のリスクとリターンを分析し、期待収益率に基づいた将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格(投資現在価値)で当該債権を買取っており、既に当社グループとして回収可能性を反映したもとでの買取債権価額となっているため、一般的な債権に対する貸倒引当金と同様に、各決算期の買取債権残高に対して貸倒引当金を計上しております。具体的には、貸倒実績率により計上する一般引当金と、債権買取からの経過期間及び債務者の財務状況等を勘案し個別に回収不能見込額を計上する個別引当金からになっております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の資産合計は、23,386百万円(前連結会計年度比14.1%減)であり、このうち買取債権は10,822百万円(同16.3%減)、買取不動産は6,799百万円(同20.7%減)、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は3,493百万円(同19.2%増)となりました。

負債合計は19,558百万円(同6.1%減)であり、このうちの主なものは、長期借入金及び短期借入金の有利子負債17,764百万円(同12.3%減)であり、総資産有利子負債比率は76.0%となりました。

利益剰余金が当期純損失の計上により1,808百万円減少したことから、株主資本は717百万円(同71.6%減)となりました。また、少数株主持分3,109百万円(同18.0%減)を合わせて純資産額は3,827百万円(同40.1%減)となりました。なお、自己資本比率は3.1%となり前連結会計年度に比べ6.2ポイント減少いたしました。

① 買取債権

買取債権につきましては10,822百万円(前連結会計年度末比16.3%減)となりました。これは、当期買取による増加額が34百万円(同19.8%増)、回収及び貸倒れによる減少額がそれぞれ1,682百万円(同45.1%減)、463百万円(同34.5%減)となった結果であります。

買取した債権からの買取債権回収高が当社グループの利益の源泉であり、その多寡により業績は大きく左右されることとなる為、今後につきましても金融機関等の開拓及び取引を拡大、良質債権の選定と効果的な買取をし、更なる買取債権の増加を目指してまいります。

② 貸倒引当金

買取債権に伴う貸倒引当金につきましては、2,100百万円(前連結会計年度末比10.9%減)となりました。これは、一般引当金については20百万円(同3.1%減)、個別引当金は2,080百万円(同11.0%減)となった結果であります。当社グループは、会社所定の貸倒引当金計上基準の採用により、健全な財務体質の構築に努めております。

③ 有利子負債

有利子負債につきましては、短期借入金が15,390百万円(前連結会計年度末比0.6%増)、長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)が2,374百万円(同52.0%減)、となり、有利子負債合計額は17,764百万円(同12.3%減)、総資産有利子負債比率は76.0%となりました。当社グループは借入金依存度が高い状況であるため、今後も調達手段の多様化や取引先との条件改善交渉等により安定した資金の確保に努めてまいります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度に比べ1,197百万円増加し、5,034百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動による資金の増加は3,960百万円(前連結会計年度は4,048百万円の増加)となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失が△1,522百万円(同、税金等調整前当期純損失△451百万円)となったものの、非資金取引である貸倒関連費用が1,026百万円(同335百万円)、債務保証損失引当金の増加額が1,321百万円となり、買取債権に係る資金の純増額が1,647百万円(同3,037百万円)及び買取不動産に係る資金の純増額が1,656百万円(同30百万円)となったことによるものであります。

投資活動による資金の増加は682百万円(前連結会計年度は870百万円の増加)となりました。これは、 主に投資有価証券の償還による収入が619百万円(同574百万円)となったことによるものであります。

財務活動による資金の減少は3,444百万円(前連結会計年度は3,277百万円の減少)となりました。これは、短期借入金に係る資金の減少額が1,783百万円(同821百万円)、長期借入金に係る資金の減少額が697百万円(同1,649百万円)、少数株主への払戻による支出が963百万円(同406百万円)となったことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度の営業収益につきましては、金融機関による不良債権処理の減少により、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしましたが、既存債権の回収及び不動産の売却が進捗したことから、買取債権回収高3,279百万円(前連結会計年度比30.9%減)、不動産売上高1,655百万円(前連結会計年度は2百万円)不動産賃貸収入669百万円(前連結会計年度比17.9%減)、その他の収益756百万円(同25.6%増)を合わせ、合計では6,360百万円(同3.1%増)となりました。

② 営業費用

買取債権回収高に伴う債権買取原価が1,682百万円(同45.1%減)、買取不動産の売却に伴う不動産売上原価1,769百万円(前連結会計年度は65百万円)、不動産賃貸収入に係る不動産賃貸原価94百万円(前連結会計年度比24.8%増)、その他の原価9百万円(同91.7%減)を合わせ、合計では3,555百万円(同7.1%増)となりました。この結果、営業総利益は2,804百万円(同1.5%減)となりました。

③ 販売費及び一般管理費

出向解消による人件費の増加、既存債権の回収進捗により貸倒引当金の繰り入れ額が減少したことなどから、主に給料手当258百万円(同4.4%増)、貸倒関連費用226百万円(同35.4%減)等を計上し、合計1,210百万円(同19.1%減)となりました。この結果、営業利益は1,594百万円(同17.9%増)となりました。

④ 営業外収益及び営業外費用

営業外収益は23百万円(同81.9%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息886百万円(同8.5%減)の計上により、合計で1,069百万円(同3.2%増)となりました。この結果、経常利益は548百万円(同23.5%増)となりました。

⑤ 特別利益及び特別損失

特別利益は62百万円(同35.8%減)となり、特別損失につきましては、主に債務保証先の破産手続開始決定により債務保証損失引当金繰入額1,321百万円、取引先に対する債権の回収可能性の再評価を行った結果、貸倒引当金繰入額800百万円を計上したことにより、合計で2,132百万円(同114.9%増)となり、この結果、税金等調整前当期純損失は△1,522百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純損失△451百万円)となりました。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は 改善するための対応策

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金等の期限延長等の契約更新手続の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社グループの企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費抑制の維持に努めてまいります。

当連結会計年度に重要な当期純損失を計上したものの、経常利益については548百万円を計上し、営業 キャッシュ・フローについても3,960百万円の収入となっており、引き続き安定した収益構造の確立を図 り、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における記載すべき重要な設備投資等は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける重要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名		セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:百万円)			従業員数
	(所在地)		政備の四台	建物	器具備品	合計	(名)
	本社(東京都千代田区)	債権管理回収事業 不動産事業 その他の事業	業務施設	1	2	4	42 (3)

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 本社物件は、賃借物件であり、床面積は527.48㎡、年間賃借料は28百万円(共益費含む。)であります。
 - 3 従業員は就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員数を()内に外数で記載しております。
 - 4 上記の他、リース設備の主なものとして、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本 社 (東京都千代田区)	債権管理回収事業	債権回収業務シ ステム及びソフ トウェア等	8	2

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3, 200, 000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3, 240, 000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	1, 712, 440	1, 712, 440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないた め、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20, 000	20,000	_	(注)
計	1, 732, 440	1, 732, 440	_	_

- (注) 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
 - (2) 第1回第一種優先配当金
 - ①第1回第一種優先配当金(期末配当)

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という。)又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先配当金」という。)(但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回 第一種優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。) が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払第1回第一種優先配当金」とい う。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金(以下「累積未払第1 回第一種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金(第1回第一種優先期 中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回 第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金(累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先期中配当金」という。)(但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日(以下、本項において、「取得日」という。)をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)(但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。)を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする(以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)(但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。)を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日(注)1	3, 040	1, 087, 360	5	1, 736	4	1, 522
平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日(注)2	80	1, 087, 440	0	1, 736	0	1, 522
平成21年3月27日(注)3	625, 000	1, 712, 440	300	2, 036	300	1, 822
平成21年6月29日(注)4	20, 000	1, 732, 440	1,000	3, 036	1,000	2, 822

- (注) 1 新株予約権の権利行使
 - 新株予約権の権利行使
 - 3 第三者割当增資 発行価額960円 資本組入額480円

 - 割当先 中小企業信販機構株式会社、株式会社インデックス・ホールディングス 第1回第一種優先株式発行による第三者割当増資 発行価額100,000円 資本組入額50,000円 割当先 中小企業保証機構株式会社

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

	株式の状況								
区分	政府及び ・ 金融機関 ・ 取引業者		その他の	外国海	 去人等	個人	計	単元未満株式の状況	
	団体	地刀公共 金融機関 毎月要妻	法人	個人以外	個人	その他	įπ	(株)	
株主数(人)	_	2	6	34	13	5	6, 488	6, 548	_
所有株式数 (株)	_	56, 246	2, 945	1, 351, 797	6, 599	423	294, 430	1, 712, 440	_
所有株式数 の割合(%)	_	3. 28	0. 17	78. 94	0.38	0.02	17. 19	100.00	_

⁽注) 証券保管振替機構名義の株式はありません。

第1回第一種優先株式

平成24年3月31日現在

	株式の状況								
区分	政府及び 地方公共	政府及び 地方公共 金融機関 短周		融商品 その他の		去人等 個人		計	単元未満 株式の状況
	団体	行及び 方公共 金融機関 金融商品 取引業者	法人	個人以外	個人	その他	日	(株)	
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_
所有株式数 (株)	_	_	_	20, 000	_	_	_	20, 000	_
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	312, 500	18. 0
CBSフィナンシャルサー ビス株式会社	東京都千代田区九段南四丁目2番11号	312, 500	18.0
NISグループ株式会社	東京都港区南麻布三丁目19番23号 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町五丁目7番地6)	252, 278	14. 6
SPARTA1合同会社	東京都港区西麻布2丁目24-11 麻布ウエストビル1階	187, 653	10.8
株式会社ジャパン・ファイ ナンシャル・ソリューショ ンズ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号	153, 139	8.8
株式会社関西フィナンシャ ル・ポート	大阪府大阪市西区京町堀一丁目4-16	77, 000	4. 4
株式会社NISリアルエス テート	東京都千代田区岩本町一丁目8-15	75, 270	4. 3
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	54, 300	3. 1
久間 浩	神奈川県横浜市中区	13, 237	0.8
竹内 勝彦	静岡県浜松市中区	9,000	0.5
計	_	1, 446, 877	83. 5

所有議決権数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	312, 500	18. 2
CBSフィナンシャルサー ビス株式会社	東京都千代田区九段南四丁目2番11号	312, 500	18. 2
NISグループ株式会社	東京都港区南麻布三丁目19番23号 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町五丁目7番地6)	252, 278	14. 7
SPARTA1合同会社	東京都港区西麻布2丁目24-11 麻布ウエストビル1階	167, 653	9.8
株式会社ジャパン・ファイ ナンシャル・ソリューショ ンズ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号	153, 139	8.9
株式会社関西フィナンシャ ル・ポート	大阪府大阪市西区京町堀一丁目4-16	77, 000	4. 5
株式会社NISリアルエス テート	東京都千代田区岩本町一丁目8-15	75, 270	4. 4
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	54, 300	3. 2
久間 浩	神奈川県横浜市中区	13, 237	0.8
竹内 勝彦	静岡県浜松市中区	9,000	0.5
計	_	1, 426, 877	83. 3

⁽注) 中小企業信販機構株式会社は、平成23年6月1日にCBSフィナンシャルサービル株式会社に商号変更をしております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	_	1 (1) ②発行済株式の注に記載 のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1, 712, 440	1 (1) ②発行済株式の「内容」 欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	1, 732, 440	_	_
総株主の議決権	_	1, 712, 440	_

② 【自己株式等】 該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていくこととしており、グループ経営の成果指標である連結当期純利益に応じた配当を、中間及び期末の年2回実施することを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度におきましては、連結当期純損失を計上したことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、更なる経営改善を図り安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び中間配当ができる旨をそれぞれ定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	42, 400	14, 650	4, 510	1, 989	871
最低(円)	11,600	432	1, 300	505	266

⁽注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

第1回第一種優先株式

当社第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	382	458	412	420	871	871
最低(円)	333	266	314	332	363	511

⁽注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

第1回第一種優先株式

当社第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
代表取締役 社長	執行役員投 資事業部長	森 泉 浩 一	昭和42年4月3日	平成15年11月 株式会社グラックス・アンソシエイツ取締役 当社アセットマネジメント部長付下セットマネジメント部長付アセットマネジメント部長付アセットマネジメント部長教行役員アセットマネジメント部長取締役兼執行役員アセットマネジメント部長平成19年6月 取締役兼執行役員アセットマネジメント部長平成19年6月 東統役兼執行役員投資事業部に対しております。 マルロロー・アント・ストー・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	部副部 部長 / 卜部 (注) マネジ 3 長 事業部	普通株式 624
常務取締役	執行役員経 営管理部長	山口達也	昭和46年4月5日	平成6年4月	(注) 3	普通株式 2,165
取締役	執行役員	児 玉 譲	昭和28年2月15日	昭和62年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会 昭和62年4月 飯沼総合法律事務所入所 平成18年1月 同事務所パートナー(現任) 平成23年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	(注) 3	_
監査役 (常勤)		白 石 幸 雄	昭和19年9月6日	昭和39年10月 平成17年3月 平成17年11月 平成19年2月 平成19年12月 平成19年12月 平成21年2月 平成21年2月	(注) 4	普通株式
監査役		松本健吾	昭和50年1月13日	平成11年4月	(注) 5	_
監査役		池 田 勉	昭和46年10月16日	平成7年10月 青山監査法人(現あらた監人)入所 平成17年2月 平成20年5月 平成20年5月 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)	_
計						

- (注) 1 取締役児玉譲は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
 - 2 監査役松本健吾及び池田勉の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4 監査役白石幸雄の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 監査役松本健吾及び池田勉両名の任期は、それぞれ平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27 年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

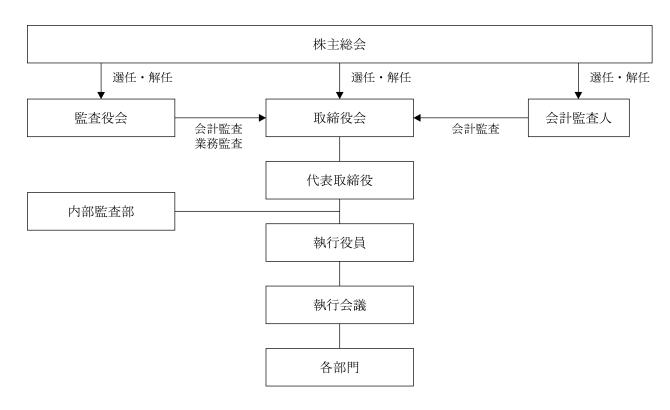
(a) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、平成24年6月29日現在、取締役会は3名で構成されており、3名中1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。また監査役会は3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。

取締役会は毎月1回の定例取締役会と、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しており、経営 戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されており、取締役 弁護士及び監査役会は、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述と監督を行なっ ております。

また、経営の効率化及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を導入しており、5名の執行役員(取締役兼務3名及び 管理部長、法務部長兼事務管理部長)と常勤監査役1名が出席し、毎月1回の執行会議を開催しております。執行会議においては、取締役会が定めた基本方針に基づく具体的活動方針の決定、業務執行状況の確認を行っております。

当社は、取締役弁護士1名を含む取締役会と執行役員制度の導入により、取締役会の経営監督機能の強化、意思決定の効率化及び責任と権限の明確化を図り、社外監査役を中心とする監査役会と取締役会の連携により経営監視機能を強化することを目的として、現状の監査役会設置会社形態を採用しております。



(b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが経営の重要課題と認識し、平成18年5月に取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則り、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備を進めております。

なお、当該基本方針に基づく、主な体制整備の状況は以下のとおりであります。

- i. コンプライアンス体制におきましては、当社取締役弁護士1名が、経営の重要事項の決定、業務の進捗状況の確認・監督を行っております。また、当社の業務執行上、適用を受けるサービサー法に関する確認は事務管理部及び法務部が担当しており、必要に応じて外部弁護士への確認を行っております。
- ii. リスク管理体制におきましては、経営管理部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。また、開示を要する可能性のある重要事実(リスク)が発生した場合、経営管理部は当該情報の一元管理を行うとともに、適時開示の必要性、開示内容等について速やかに検討することとしております。
- iii. 情報管理体制におきましては、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報並びに文書等に関して、「文書管理規程」、「文書管理細則」に基づき適切に保存及び管理することとしております。
- iv. 当社グループの業務の適正確保に関する体制におきましては、経営管理部は「関連会社管理規程」に基づきグループ管理を行い、内部監査部は、定期的にグループ会社の監査(業務監査・内部統制監査)を行うこととしております。

(c) 責任限定契約の内容

当社は、現行定款において、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づく社外役員との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 内部監査及び監査役監査

(a) 内部監査

内部監査は、内部監査部 (2名) が担当しており、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図るとともに、不正過誤を防止し、業務効率の改善を図り、事業の健全な発展に努めております。

内部監査の手続きにつきましては、当社の定める「内部監査規程」に基づき、年度計画を立案し 代表取締役社長の承認を得たうえで監査を実施しており、改善を要する事項については改善指示書 を被監査部門長に通知し、改善措置を要請しております。なお、監査報告は代表取締役社長、監査 役に書面にてなされるとともに、執行会議において報告されております。

(b) 監查役監查

当社の監査役は3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。なお、社外監査役池田勉氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は原則として年12回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び重要会議への出席のほか、財産の状況の調査等を通じ、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監査を行っております。

なお、監査役会に専任スタッフは置いておりませんが、必要に応じて内部監査部を中心とした関係各部門が監査役をサポートしております。

(c) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査専任者及び常勤監査役は、会計監査人による会計監査に立会のうえ、適時意見交換するとともに、必要に応じ相互協議を行っております。

また、内部監査専任者及び常勤監査役は、経営管理部、事務管理部及び法務部などの内部統制部門に対して、定期的な監査を実施するとともに各部門長と適時意見交換を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

現在社外取締役は選任しておらず、社外監査役は2名であります。

- (a) 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 社外監査役松本健吾、池田勉の両氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (b) 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役松本健吾氏は弁護士であり、池田勉氏は公認会計士であります。

社外監査役の両氏には、法令及び会計についての高度な能力・識見並びに専門的な知識・経験等に基づき客観的な立場から当社の監査を行ってもらい、取締役会とも連携することで、当社の監査体制の強化、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の強化を図ることを目的に選任しております。

- (c) 社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針 現在当該基準又は方針は定めておりません。
- (d) 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

現在社外取締役は選任しておりませんが、取締役会3名中1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。また、監査役会は3名中2名が社外監査役であり、それぞれ弁護士及び公認会計士の資格を有しており、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係の無い、専門性並びに独立性の高い社外監査役であるため、取締役弁護士と社外監査役が連携を図ることにより、経営監督及び監査体制が強化できるもの考えております。

(e) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会において、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述と 監督を行います。

また、社外監査役は、内部監査専任者及び常勤監査役と、定期的に監査役監査及び会計監査に関して意見交換及び相互協議を行い、経営管理部、事務管理部及び法務部などの内部統制部門に対して、監督又は監査を実施するとともに各部門長と適時意見交換を行います。

④ 役員の報酬等

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数		
(文具凸刀	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	(名)
取締役 (社外取締役を除く)	30	30	_	_	_	5
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	_	_	_	1
社外役員	5	5	_	_	_	4

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 - 2 取締役の報酬等の額には、平成23年6月24日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対するものが含まれております。
 - 3 社外役員の報酬等の額には、平成23年6月24日開催の株主総会終結の時をもって退任した監査役2名に対するものが含まれております。
 - 4 平成23年6月24日開催の株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名は無報酬であります。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

- (c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの 該当事項はありません。
- (d) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、業績、担当職務を勘案した上で役員の報酬等の額を定めております。

- ⑤ 株式の保有状況
 - (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 6銘柄

貸借対照表計上額の合計額 30百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額 及び保有目的。

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人に関する事項については、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
業務執行社員 古藤 智弘	三優監査法人	2年
業務執行社員 齋藤 浩史	三優監査法人	3年

監査業務に係る補助者につきましては、以下のとおりであります。

公認会計士	4名
その他	3名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

⑦ 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、11名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を、同じく定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議について、株主総会の円滑な運営を目的として、 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

- ⑨ 株主総会決議につき取締役会で決議することができる事項の内容
- (a) 当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (b) 当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条 第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (c) 当社は、株主への機動的な利益還元を実施することを目的として、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- (d) 当社は、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元を実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

⑩ 種類株式

当社は、自己資本増強を目的として、平成21年6月29日に中小企業保証機構株式会社を割当先とする、第1回第一種優先株式を発行いたしました。なお、第1回第一種優先株式は、議決権を有しておりません。

第1回第一種優先株式の内容につきましては、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等]②[発行済株式]」の記載をご参照下さい。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前連結会詞		 計年度	当連結会計年度	
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	18	_	18	_
連結子会社	_	_	_	_
計	18	_	18	_

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、業容、監査日数等を勘案した上定めております。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計 基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備 するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な連結財務諸表等の開示に努めております。ま た、将来の指定国際会計基準の適用に備え、経理部門は当該基準の修得にあたっています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位:百万円) 当連結会計年度 前連結会計年度 (平成23年3月31日) (平成24年3月31日) 資産の部 流動資産 4, 286 Ж3 現金及び預金 5, 484 **※** 3 **※** 3 買取債権 12,933 10,822 その他の営業債権 922 872 買取不動産 Ж3 8,577 Ж3 6, 799 その他 1, 198 1, 177 △2, 930 貸倒引当金 △3, 493 流動資産合計 24, 988 21,663 固定資産 *****1 4 有形固定資産 無形固定資産 13 10 投資その他の資産 **※**2, **※**3 **※**2, **※**3 投資有価証券 2,084 1,631 その他 140 75 投資その他の資産合計 2,224 1,707 固定資産合計 2, 245 1,722 資産合計 27, 233 23, 386 負債の部 流動負債 短期借入金 15, 299 15, 390 Ж3 1年内返済予定の長期借入金 2,587 Ж3 1,474 Ж4 債務保証損失引当金 1,321 その他 582 473流動負債合計 18, 469 18,658 固定負債 Ж3 Ж3 長期借入金 2,358 900 その他 9 _ 固定負債合計 2,368 900 負債合計 20,838 19,558 純資産の部 株主資本 資本金 3,036 3,036 資本剰余金 2,822 2,822 利益剰余金 $\triangle 3,332$ $\triangle 5, 141$ 株主資本合計 2,526 717 その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金 14 _ その他の包括利益累計額合計 14 新株予約権 62 少数株主持分 3,792 3, 109 6, 394 3,827 純資産合計 負債純資産合計 27, 233 23, 386

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成23年3月31日) 至 平成24年3月31日) 営業収益 買取債権回収高 4,748 3, 279 不動産売上高 1,655 814 不動産賃貸収入 669 その他の収益 602 756 6, 168 営業総収入合計 6,360 営業費用 債権買取原価 3,066 1,682 1,769 不動産売上原価 65 不動産賃貸原価 75 94 その他の原価 113 9 営業費用合計 3,320 3,555 営業総利益 2,804 2,847 ※2 ※2 販売費及び一般管理費 1,495 1,210 営業利益 1,594 1,351 営業外収益 受取利息及び配当金 75 16 受取手数料 26 3 その他 2 25 23 営業外収益合計 128 営業外費用 支払利息 972 886 その他 63 182 営業外費用合計 1,036 1,069 経常利益 443 548 特別利益 新株予約権戻入益 62 6 投資有価証券売却益 82 受取損害賠償金 8 特別利益合計 96 62 特別損失 債務保証損失引当金繰入額 1, 321 貸倒引当金繰入額 800 投資有価証券評価損 427 投資有価証券売却損 547 11 その他 17 特別損失合計 992 2, 132 △1,522 税金等調整前当期純損失(△) $\triangle 451$ 法人税、住民税及び事業税 6 4 $\triangle 56$ 法人税等調整額 $\triangle 49$ 法人税等合計 4 △1,527 少数株主損益調整前当期純損失 (△) $\triangle 402$ 少数株主利益 108 281 △510 当期純損失 (△) $\triangle 1,808$

【連結包括利益計算書】		
		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△402	△1, 527
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△28	△14
その他の包括利益合計	△28	*1 △14
包括利益	△430	△1,541
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△539	△1,822
少数株主に係る包括利益	108	281

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本			
資本金			
当期首残高		3, 036	3, 036
当期変動額			
当期変動額合計		_	_
当期末残高	_	3, 036	3, 036
資本剰余金			
当期首残高		2, 822	2, 822
当期変動額			
当期変動額合計		<u> </u>	<u> </u>
当期末残高	_	2, 822	2, 822
利益剰余金	•		
当期首残高		△2, 821	△3, 332
当期変動額			
当期純損失(△)		△510	△1, 808
当期変動額合計		△510	△1,808
当期末残高		△3, 332	△5, 141
株主資本合計			
当期首残高		3, 037	2, 526
当期変動額			
当期純損失(△)		△510	△1, 808
当期変動額合計	_	△510	△1,808
当期末残高		2, 526	717
その他の包括利益累計額	•		
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		42	14
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額	(純額)	△28	△14
当期変動額合計		△28	$\triangle 14$
当期末残高	•	14	_
その他の包括利益累計額合計	•		
当期首残高		42	14
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額	(純額)	△28	△14
当期変動額合計		△28	△14
当期末残高		14	_

		(十四:日77117
	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	68	62
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	$\triangle 6$	△62
当期変動額合計	$\triangle 6$	△62
当期末残高	62	-
少数株主持分		
当期首残高	4, 090	3, 792
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△297	△682
当期変動額合計	△297	△682
当期末残高	3, 792	3, 109
純資産合計		
当期首残高	7, 238	6, 394
当期変動額		
当期純損失 (△)	△510	△1, 808
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△332	△758
当期変動額合計	△843	△2, 567
当期末残高	6, 394	3, 827

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△451	△1, 522
減価償却費	6	7
新株予約権戻入益	$\triangle 6$	$\triangle 62$
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△371	563
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	_	1, 321
受取利息	△114	△53
支払利息及び社債利息	972	886
買取不動産評価損	22	118
投資事業組合運用損益 (△は益)	90	$\triangle 245$
投資有価証券評価損益(△は益)	427	-
投資有価証券売却損益(△は益)	464	11
貸倒償却額	707	463
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	115	83
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△67	△129
その他	28	81
小計	1, 824	1, 524
利息の受取額	109	40
利息の支払額	△974	△866
法人税等の支払額	$\triangle 6$	△86
法人税等の還付額	26	43
小計	980	656
■ 買取不動産の買取による支出	△12	$\triangle 4$
買取不動産の売却による収入	43	1,660
買取債権の買取による支出	△28	△34
買取債権の回収による収入	3, 066	1,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	4, 048	3, 960
- 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300	_
定期預金の払戻による収入	400	-
投資有価証券の償還による収入	574	619
投資有価証券の売却による収入	172	23
関係会社貸付金の回収による収入	28	48
その他	$\triangle 4$	△8
	870	682
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△821	△1, 783
長期借入れによる収入	500	_
長期借入金の返済による支出	$\triangle 1,649$	△697
制限付預金の預入による支出	△400	_
社債の償還による支出	△500	_
少数株主への払戻による支出	$\triangle 406$	△963
その他	$\triangle 0$	$\triangle 0$
	△3, 277	△3, 444
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,642	1, 197
現金及び現金同等物の期首残高	2, 193	3, 836
現金及び現金同等物の期末残高	2, 193 3, 836	
シロボア 〇 2世末日 44/0~2朔不次国	3, 030	5, 034

【継続企業の前提に関する注記】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

前連結会計年度に当社グループの主要借入先であった日本振興銀行㈱が経営破綻し、平成23年5月には同行からの借入金は㈱整理回収機構に譲渡されております。日本振興銀行㈱の経営破綻以降、適時に借入先との期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、合意の得られる期限延長等の期間は短期的であり、期限到来の都度、借入先と協議を行わなければならない状況にあります。なお、当連結会計年度において当社グループは㈱整理回収機構から9,264百万円の借入金、日本振興銀行㈱を主要借入先としていた企業群から6,076百万円の借入金及び2,589百万円の優先匿名組合出資の受入があります。

また、ターンアラウンド債権回収㈱が平成23年6月に経営破綻しましたが、同社に2,485百万円の債務保証を行っている当社グループは、㈱整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があり、債務保証損失引当金繰入額1,321百万円を特別損失に計上し、当連結会計年度において1,808百万円の当期純損失を計上いたしました。

㈱整理回収機構との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議、並びに他の借入 先との期限延長の契約更新手続に関する協議については鋭意対応してまいりますが、今後これらの協議 が合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金等の期限延長等の契約更新手続の要請及び 保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社グループの企業価値向 上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費抑制の維持に努めてまいります。

当連結会計年度に重要な当期純損失を計上したものの、経常利益については548百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても3,960百万円の収入となっており、引き続き安定した収益構造の確立を図り、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、㈱整理 回収機構及び他の借入先からの借入金の期限延長並びに保証債務に関する対応については、今後の協議 において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ ます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- ① 連結子会社の数 13社
- ② 連結子会社の名称

(制ジェイ・ワン・インベストメンツ、) (制ミヤコキャピタル、) (㈱西新宿投資 2 号、ジャパン・インキュベーション・ファンドⅣ 投資事業組合、バリアフリー(合) その他 8 社

なお、前連結会計年度まで連結の範囲に含めていた(合)ジュノー・ツーが事業終了に伴い清算結了したため、当連結会計年度において連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した関連会社数 8社
 - ② 関連会社の名称

(有シー・エヌ・キャピタル、有シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他 5 社

- ③ 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする예シー・エヌ・インベストメンツ及びその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする何シー・エヌ・キャピタル及びその他2社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名決算日連結子会社 5 社12月31日連結子会社 1 社2月29日

なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日 との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

② 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益について は、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤認の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤認の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
10百万円	12百万円	•

※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	434百万円	434百万円
合計	434百万円	434百万円

※3 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金	450百万円	450百万円
買取債権	2,810百万円	2,304百万円
買取不動産	6,051百万円	6,026百万円
投資有価証券	990百万円	990百万円
合計	10,301百万円	9,770百万円

上記に対応する債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	8,716百万円	9,314百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,562百万円	1,474百万円
長期借入金	2,358百万円	900百万円
合計	13,637百万円	11,688百万円

なお、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金(当連結会計年度1,793百万円、前連結会計 年度2,317百万円)を担保提供しております。

※4 偶発債務

以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。

以下の云江の玉徹成民からの旧り	(並に対して、関防体血をして)) y x y o
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(保証先)		

ターンアラウンド債権回収㈱

2,642百万円(借入債務)

2,485百万円(借入債務)

なお、当連結会計年度において保証先の破産手続き開始の決定に伴い、上記保証債務に対して、 1,321百万円の債務保証損失引当金を計上しております。

(連結損益計算書関係)

※1 (前連結会計年度)

不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は22百万円であります。

(当連結会計年度)

不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は118百万円であります。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
貸倒引当金繰入額	350百万円	226百万円
役員報酬	57百万円	41百万円
給料手当	247百万円	258百万円
法定福利費	41百万円	40百万円
減価償却費	6百万円	7百万円
支払手数料	337百万円	265百万円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額		△63百万円
組替調整額		39百万円
税効果調整前		△23百万円
税効果額		9百万円
その他有価証券評	価差額金	△14百万円
	その他の包括利益合計	△14百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1, 712, 440		_	1, 712, 440
第1回第一種優先株式(株)	20, 000	_	_	20,000

2 新株予約権等に関する事項

<u> </u>		目的となる		目的となる株	天式の数(株)		当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	_	_	_	_	_	62

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1, 712, 440	_	_	1, 712, 440
第1回第一種優先株式(株)	20,000	_	_	20,000

2 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	4,286百万円	5,484百万円
引出制限付預金	△450百万円	△450百万円
現金及び現金同等物	3,836百万円	5,034百万円

略しております。

(リース取引関係)

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
11. フトコに関する会計は海田知年度開始並の配右接	11. フ取引に関わて会計は海田知年度関松並の配右佐

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 | リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	14	13	0
ソフトウエア	10	7	2
合計	24	20	3

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 2百万円 1年超 0百万円 合計 3百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当

支払リース料 5百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
 - 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期の配分方法について は、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) 重要性が低下したため、当連結会計年度より記載を省

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権(以下「特定金銭債権」)の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融と優先出資等による直接金融により資金の調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として特定金銭債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び優先出資等は、一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払 期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社が定める諸規則に従い、買取債権及び貸付金について、主管部署が顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、主管部署において信用情報や時価の把握を定期的 に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での調達を推進しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、投資 先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき主管部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権(以下「特定金銭債権」)の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融と優先出資等による直接金融により資金の調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として特定金銭債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されております。

借入金及び優先出資等は、一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社が定める諸規則に従い、買取債権及び貸付金について、主管部署が顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、主管部署において信用情報の把握を定期的に行う ことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での調達を推進 しております。

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、投資先企業 との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき主管部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを 管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 ((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4, 286	4, 286	_
(2) 買取債権	12, 933		
貸倒引当金(※1)	$\triangle 2,358$		
	10, 575	10, 575	_
(3) 貸付金			
営業貸付金	922		
短期貸付金	900		
関連会社長期貸付金	95		
貸倒引当金(※1)	△571		
	1, 345	1, 345	_
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	97	97	_
資産合計	16, 305	16, 305	_
(1) 短期借入金	15, 299	15, 299	_
(2) 長期借入金	4, 946	4, 958	12
負債合計	20, 245	20, 257	12

^(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買取債権

買取債権については信用リスクを加味した見積将来キャッシュ・フロー等による回収可能見込額に 基づいて買取価額を決定しております。

個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なっていない場合には、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なり、見積将来キャッシュ・フローが買取時より減少している場合には、当該減少分を貸倒見積高として算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、短期貸付金及び関連会社長期貸付金

営業貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒懸念債権については見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、組合出資金は、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行った うえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)短期借入金

短期借入金については、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額をもって時価としております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5, 484	5, 484	_
(2) 買取債権	10, 822		
貸倒引当金(※1)	△2, 100		
	8, 722	8, 722	_
(3) 貸付金			
その他の営業債権	872		
貸倒引当金(※1)	△591		
	280	280	_
資産合計	14, 486	14, 486	_
(1) 短期借入金	15, 390	15, 390	_
(2) 長期借入金	2, 374	2, 382	8
負債合計	17, 764	17, 773	8

^(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)買取債権

買取債権については信用リスクを加味した見積将来キャッシュ・フロー等による回収可能見込額に 基づいて買取価額を決定しております。

個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なっていない場合には、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なり、見積将来キャッシュ・フローが買取時より減少している場合には、当該減少分を貸倒見積高として算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) その他の営業債権

その他の営業債権については見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)短期借入金

短期借入金については、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額をもって時価としております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
①非上場株式(※1)	88	88
②投資事業有限責任組合出資金(※2)	378	376
③匿名組合出資金(※2)	1, 519	1, 167
④優先出資証券(※1)	0	0
合計	1, 986	1, 631

^(※1) 非上場株式及び優先出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) その他

上記の他、債務保証契約がありますが、債務保証の総額から債務保証損失引当金計上額を控除した 残額については、その時価に重要性がないことから記載を省略しております。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金及び預金	4, 286	_	_	_	_	_
買取債権	163	122	116	122	93	73
貸付金						
営業貸付金	50		_	_		_
短期貸付金	900		_	_		_
合計	5, 399	122	116	122	93	73

[※]買取債権及び貸付金のうち貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない13,209百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金及び預金	5, 484	_	_	_		_
買取債権	117	110	113	84	43	50
合計	5, 601	110	113	84	43	50

[※]買取債権及び貸付金のうち貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない11,174百万円は含めておりません。

れることから時価開示の対象とはしておりません。 (※2) 匿名組合出資金及び一部の投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注5)借入金の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
短期借入金	15, 299	_	_	_	_	_
長期借入金	2, 587	1, 458	204	204	204	288
合計	17, 886	1, 458	204	204	204	288

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
短期借入金	15, 390		_			_
長期借入金	1, 474	204	204	204	204	84
合計	16, 864	204	204	204	204	84

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
組合出資金	97	74	23
小計	97	74	23
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
組合出資金	_	_	
小計	_	_	_
合計	97	74	23

- (注) 1 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 88百万円) 及び優先出資証券 (連結貸借対照表計上額 0百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
 - 2 匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 1,519百万円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 378百万円)については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

Γ	区 公	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
ļ	四月	2024年	元羽金の古計領	
	株式	172	25	547

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	_	11

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について427百万円(その他有価証券の非上場株式)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権戻入益	6百万円	62百万円

- 2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	新株予約権証券2006 A	
決議年月日	平成18年8月7日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株	
付与日	平成18年8月23日	
権利確定条件	①当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること ②当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行 役員、監査役、顧問、従業員の地位を有しているこ と	
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日	
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日	

	新株予約権証券2006B		
決議年月日	平成18年8月7日		
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名		
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株		
付与日	平成18年8月23日		
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役 員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること		
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日		
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日		

(2) ストック・オプション規模及び変動状況

① ストック・オプションの数

	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利確定前		
期首	_	_
付与	_	_
失効	_	_
権利確定	_	_
未確定残	_	_
権利確定後		
期首	1,150株	1,960株
権利確定	_	_
権利行使	_	_
失効	1,150株	1,960株
未行使残	_	_

② 単価情報

	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利行使価格	67, 362円	58, 380円
行使時平均株価	_	_
付与日における公正な評価単価	18,737円	20,729円

- 3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
- 4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	857百万円	993百万円
貸倒損失自己否認額	32百万円	25百万円
株式報酬費用否認額	25百万円	—百万円
買取不動産評価損否認額	904百万円	823百万円
投資有価証券評価損否認額	181百万円	261百万円
債務保証損失引当金否認額	—百万円	520百万円
繰越欠損金	2,853百万円	2,328百万円
その他	29百万円	6百万円
評価性引当金	△4,884百万円	△4,959百万円
繰延税金資産合計	一百万円	一百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9百万円	—百万円
繰延税金負債合計	9百万円	—百万円
繰延税金負債純額	9百万円	—百万円

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当連結会計年度及び前連結会計年度においては、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載し ておりません。
- 3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

なお、これによる当期純損失への影響はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおり、当社及び当社の連結子会社が事業活動を展開しております。

当社グループの報告セグメントは、事業内容により区分しており、「債権管理回収事業」、「不動産 事業」の2つを報告セグメントとしております。

「債権管理回収事業」は、特定金銭債権の買取、管理、回収及び投資等を行っております。「不動産 事業」は、不動産の賃貸、売買、売買仲介及び投資等を行っております。

- 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。
- 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						
	債権管理回収事業	不動産事業	計	(注)	合計		
営業収益							
外部顧客への売上高	5, 113	830	5, 944	224	6, 168		
セグメント間の内部売 上高又は振替高	_	_		_	_		
計	5, 113	830	5, 944	224	6, 168		
セグメント利益	607	544	1, 151	200	1, 351		
セグメント資産	12, 691	8, 723	21, 415	1, 280	22, 695		
セグメント負債	68	487	556	15	572		
その他の項目							
減価償却費	6	_	6	_	6		
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	7	_	7	_	7		

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

(単位:百万円)

		報告セグメント		その他	Δ≢L	
	債権管理回収事業	不動産事業	計	(注)	合計	
営業収益						
外部顧客への売上高	3, 973	2, 334	6, 308	51	6, 360	
セグメント間の内部売 上高又は振替高	_	_	_	_	_	
計	3, 973	2, 334	6, 308	51	6, 360	
セグメント利益	1, 187	377	1, 565	28	1, 594	
セグメント資産	10, 317	6, 825	17, 143	585	17, 728	
セグメント負債	45	376	421	1, 336	1, 758	
その他の項目						
減価償却費	7	_	7	_	7	
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	3	_	3	_	3	

⁽注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

		(十四・日/4/11)
営業収益	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	5, 944	6, 308
「その他」の区分の営業収益	224	51
連結財務諸表の営業収益	6, 168	6, 360

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	1, 151	1, 565
「その他」の区分の利益	200	28
連結財務諸表の営業利益	1, 351	1, 594

資産	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	21, 415	17, 143
「その他」の区分の資産	1, 280	585
全社資産 (注)	4, 537	5, 658
連結財務諸表の資産合計	27, 233	23, 386

(注) 主な全社資産は、現金及び預金であります。

負債	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	556	421
「その他」の区分の負債	15	1, 336
全社負債 (注)	20, 266	17, 800
連結財務諸表の負債合計	20, 838	19, 558

⁽注) 主な全社負債は、借入金であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載 はありません。 当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載 はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1 関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	中小企業	東京都	000	与 叩击坐	18. 2	次人の出る	資 金 の 借 入 (注) 2	120	短期借入金	380
主要株主	信販機構㈱	千代田区	300	信販事業	(直接)	資金の借入	利息の支払 (注) 2	32	その他の 流動資産	1
主要株主	NISグループ ㈱	愛媛県 松山市	26, 289	綜合金融 サービス業	14.7 (直接)	債務被保証	当社の借入金 に対する債務 被保証(注) 3	4, 600	_	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。
 - 2 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。
 - 3 当社は、借入金に対してNISグループ㈱より債務保証を受けており、年率1.0%の保証料を支払っております。なお、平成23年3月4日までは、年率0.1%の保証料を支払っております。当該取引条件の変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	CBSフィナン シャルサービ		900	信販事業	18. 2	資金の借入	資 金 の 返 済 (注) 1	240	短期借入金	140
土安休土	ス株	千代田区	300	16 似争来	18. 2 (直接)	賃金の信人	利 息 の 支 払 (注) 1	18	その他の 流動資産	0
主要株主	NISグループ (株)	愛媛県 松山市	26, 289	綜合金融 サービス業	14.7 (直接)	債務被保証	当社の借入金 に対する債務 被保証(注) 2	4, 396	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。
 - 2 当社は、借入金に対してNISグループ(㈱より債務保証を受けており、年率1%の保証料を支払っております。
 - 3 中小企業信販機構㈱は、平成23年6月1日にCBSフィナンシャルサービス㈱に商号変更しております。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等 該当事項はありません。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有(被所 有)割合(%)		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (法人)が	ステラヒル						資金の貸付		その他の 流動資産	900
議決権の 過半数を 所有して	ズ特定目的会社	東京都 千代田区	0	不動産 開発業	なし	資金の貸付	利息の受取	65	その他の 流動資産	15
いる会社							手数料の受取	23		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。
 - 2 資金の貸付に係る利息については、当社の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。 なお、ステラヒルズ特定目的会社所有の不動産について第1順位の抵当権を設定しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有(被所 有)割合(%)		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (法人)が 議決権の	ステラヒルズ特定目的	東京都	0	不動産	なし	資金の貸付	資金の貸付		その他の 流動資産	900
過半数を 所有して いる会社	会社	千代田区	0	開発業	/4 U	貝亚の貝N	利息の受取 (注) 1	1	その他の 流動資産	15

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、平成23年4月より無利息としております。
 - 2 ステラヒルズ特定目的会社所有の不動産について第1順位の抵当権を設定しております。
 - 3 ステラヒルズ特定目的会社への貸倒懸念債権等に対して合計800百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において800百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

該当事項はありません。

- (エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等 該当事項はありません。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産	151円41銭	△1,006円41銭
1株当たり当期純損失(△)	△391円78銭	△1,149円61銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり当期純損失(△)	△391円78銭	△1,149円61銭	
当期純損失(△)	△510百万円	△1,808百万円	
普通株主に帰属しない金額	160百万円	160百万円	
普通株式に係る当期純損失(△)	△670百万円	△1,968百万円	
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株	
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,960個	_	

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	6,394百万円	3,827百万円
純資産の部の合計額から控除する金額		
(うち優先株式に係る資本金)	(1,000百万円)	(1,000百万円)
(うち優先株式に係る資本準備金)	(1,000百万円)	(1,000百万円)
(うち優先株式に係る配当金)	(280百万円)	(440百万円)
(うち新株予約権)	(62百万円)	(一百万円)
(うち少数株主持分)	(3,792百万円)	(3,109百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	259百万円	△1,723百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,712,440株	1,712,440株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15, 299	15, 390	4. 79	_
1年内返済予定の長期借入金	2, 587	1, 474	4. 16	_
長期借入金(1年内返済予定のも のを除く)	2, 358	900	3. 40	平成25年4月20日 ~平成29年10月20日
合計	20, 245	17, 764	4. 67	_

- (注) 1 「平均利率」は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4 年超 5 年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
204	204	204	204

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

		第1四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	第11期 連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	(百万円)	1, 266	3, 233	5, 013	6, 360
税金等調整前 四半期(当期) 純損失(△)	(百万円)	△1, 333	△811	△782	△1, 522
四半期(当期) 純損失(△)	(百万円)	$\triangle 1,356$	△1, 125	△1, 098	△1,808
1株当たり 四半期(当期) 純損失(△)	(円)	△815. 26	△703. 91	△712.05	△1, 149. 61

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	連結会計期間	連結会計期間	連結会計期間	連結会計期間
	(自 平成23年4月1日	(自 平成23年7月1日	(自 平成23年10月1日	(自 平成24年1月1日
	至 平成23年6月30日)	至 平成23年9月30日)	至 平成23年12月31日)	至 平成24年3月31日)
1株当たり 四半期純利益 又は四半期純 損失(△)	△815. 26	111. 35	△8. 14	△437. 56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (平成23年3月31日) (平成24年3月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 ^{*2} 3,611 4,713 **※**2 **※**2 買取債権 11, 132 9,535 前払費用 10 16 その他 73 78 貸倒引当金 △1,841 $\triangle 1,610$ 流動資産合計 12,986 12, 734 固定資産 **¾**1 6 **※**¹ 4 有形固定資產 無形固定資産 13 10 投資その他の資産 *****2 127 投資有価証券 30 関係会社株式 68 68 その他の関係会社有価証券 393 442 関係会社長期貸付金 10, 161 8,357 その他 20 18 $\triangle 2$, 206 △2,838 貸倒引当金 投資その他の資産合計 8,566 6,080 固定資産合計 8,586 6,095 資産合計 21,572 18,830

1年内返済予定の長期借入金		前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	負債の部		
1年内返済予定の長期借入金	流動負債		
未払金 58 14 未払費用 11 27 未払法人税等 9 9 預り金 11 6 その他 49 49 流動負債合計 14,357 13,632 固定負債 **2 2,358 **2 900 債権議議該見合債務 **3.*6 3,771 **3.** 8,767 その他 9 - 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 6,139 4,667 賃本の部 20,496 18,299 純資産の部 **2 2,822 資本利余金 3,036 3,036 資本利余金合計 2,822 2,822 資本利余金合計 2,822 2,822 利益利余金合計 1,500 1,500 維越利益全会計 人6,829 利益剩余金合計 人6,829 利益剩余金合計 人4,859 人5,327 株主資本合計 99 531 評価・換算差額等 14 - 新株子鈴福等 14 - 新株子約権 62 - 郵際子約権 62 - 郵際子約権 62 - 郵際子約権 62 - 郵業公司 1,075 531	短期借入金	*2 13, 503	^{*2} 12, 051
未払費用 11 27 未払法人税等 9 9 預り金 11 6 その他 49 49 流動負債合計 14,357 13,632 固定負債 長期借入金 第2,358 第2,900 債権譲渡見合債務 第3,863,771 第3,863,767 その他 9 - 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 20,496 18,299 純資産の部 ** ** 株主資本 3,036 3,036 資本利余金 3,036 3,036 資本利余金合計 2,822 2,822 資本利余金合計 2,822 2,822 子の他利益剩余金 1,500 1,500 科越到余金合計 △6,829 人6,829 利益剩余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 99 531 評価・換算差額等合計 14 - 子の他有価証券評価差額金 14 - 野価・換算差額等合計 14 - 新株子的権 62 - 財産・資本会社 1,075 531	1年内返済予定の長期借入金	*2 712	^{*2} 1, 474
未払法人税等 9 9 預り金 11 66 その他 49 49 流動負債合計 14,357 13,632 固定負債 長期借入金 **2,358 **2,900 債権譲渡見合債務 *3. **6 *3,771 *3. **6 *3,767 その他 9 - 固定負債合計 6,139 4,667 賃債合計 20,496 18,299 純資産の部 株主資本 資本利金金 3,036 3,036 資本利金金会 2,822 2,822 資本利金金会計 2,822 2,822 利益準備金 2 2 その他利益製余金 1,500 1,500 繰越利益製余金合計 公6,361 公6,829 利益剩余金合計 公4,859 公5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等令計 14 - 評価・換算差額等合計 14 - 新株子が経費 62 - 新株子が発費 14 - 新株子が経費 14 - 新株子が発費 14 - 新株子が発費 14<	· · · ·	58	14
預り金 11 6 その他 49 49 流動負債合計 14,357 13,632 B 長期借入金 **2 2,358 **2 900 債権譲渡見合債務 **3.*6 3,771 **3.*8 3,767 その他 9 - - 固定負債合計 6,139 4,667 <th< td=""><td></td><td>11</td><td>27</td></th<>		11	27
その他 49 49 流動負債合計 14,357 13,632 固定負債 **2 2,358 **2 900 債権譲渡見合債務 **3,*6 3,771 **3,*6 3,767 その他 9 — 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 20,496 18,299 純資産の部 *** *** 株主資本 3,036 3,036 資本準備金 2,822 2,822 資本剩余金合計 2,822 2,822 利益剩余金 2,822 2,822 利益準備金 2 2 その他利益剩余金 1,500 1,500 練越利益剩余金合計 △6,361 △6,829 村主資本合計 999 531 評価・換算差額等 14 — 評価・換算差額等 14 — 評価・換算差額等合計 14 — 新株子約権 62 — 純資産合計 1,075 531			9
流動負債合計 14,357 13,632 固定負債 長期借入金 第2,358 第2 900 債権譲渡見合債務 第3,86 3,771 第3,86 3,767 7元 000 9 一 その他 9 一個定負債合計 6,139 4,667 月債合計 20,496 18,299 約百金の部株主資本 資本金 3,036 3,036 3,036 資本剰余金 7年			6
日定負債			49
長期借入金 ※2 2,358 ※2 900 債権譲渡見合債務 ※3.※6 3,771 ※3.※6 3,767 その他 9 一 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 20,496 18,299 純資産の部 *** *** 株主資本 ***		14, 357	13, 632
債権譲渡見合債務 ※3. ※6 3,771 ※3. ※6 3,767 その他 9 — 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 20,496 18,299 純資産の部 20,496 3,036 資本和余金 3,036 3,036 資本利余金合計 2,822 2,822 利益利余金 2,822 2,822 利益利余金 1,500 1,500 操越利益剩余金 1,500 1,500 操越利益剩余金合計 △6,361 △6,829 利益剩余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等 14 — 子の他有価証券評価差額金 14 — 新株予約権 62 — 純資産合計 1,075 531			
その他 9 一 固定負債合計 6,139 4,667 負債合計 20,496 18,299 純資産の部 株主資本 資本金 3,036 3,036 資本組金 2,822 2,822 資本剰余金合計 2,822 2,822 利益利余金 2 2 2 別途積立金 1,500 1,500 1,500 機越利益剩余金合計 △6,361 △6,829 利益剩余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等 14 一 評価・換算差額等合計 14 一 新株予約権 62 一 純資産合計 1,075 531		2,000	300
日定負債合計		0,111	*3, *6 3, 767
負債合計20,49618,299純資産の部株主資本資本金 資本利余金 資本準備金 資本準備金 資本利余金合計 利益利余金 別益種金 	- · -		_
純資産の部株主資本 3,036 3,036 資本金 3,036 3,036 資本利余金 2,822 2,822 資本利余金合計 2,822 2,822 利益利余金 2 2 別途積立金 1,500 1,500 繰越利益剩余金 △6,361 △6,829 利益剩余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等 14 - 不の他有価証券評価差額金 14 - 新株予約権 62 - 純資産合計 1,075 531		6, 139	4, 667
株主資本 3,036 3,036 資本利余金 3,036 3,036 資本利余金 2,822 2,822 資本利余金合計 2,822 2,822 利益利余金 2 2 別途積立金 1,500 1,500 繰越利益剩余金 △6,361 △6,829 利益剩余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等 14 - その他有価証券評価差額金 14 - 新株予約権 62 - 純資産合計 1,075 531		20, 496	18, 299
資本金 資本剩余金 資本剩余金合計3,0363,036資本剩余金合計2,8222,822資本剩余金 利益準備金 名の他利益剩余金 別途積立金 別途積立金 利益剩余金合計22利益剩余金合計△6,361△6,829利益剩余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等 子の他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計14-新株予約権 総資産合計62-純資産合計1,075531			
資本利余金 資本準備金2,8222,822資本利余金合計2,8222,822利益利余金22別途積立金1,5001,500繰越利益剩余金△6,361△6,829利益剩余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等4-その他有価証券評価差額金14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
資本準備金2,8222,822資本剰余金合計2,8222,822利益剰余金22その他利益剰余金1,5001,500別途積立金1,5001,500繰越利益剰余金△6,361△6,829利益剰余金合計少4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等14-ぞの他有価証券評価差額金14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531		3, 036	3, 036
資本剰余金合計2,8222,822利益剰余金22その他利益剰余金1,5001,500別途積立金1,5001,500繰越利益剰余金合計△6,361△6,829利益剰余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等14-ぞの他有価証券評価差額金14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
利益剰余金 利益準備金 2 2 その他利益剰余金 別途積立金 1,500 1,500 繰越利益剰余金 △6,361 △6,829 利益剰余金合計 △4,859 △5,327 株主資本合計 999 531 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 14 - 評価・換算差額等合計 14 - 新株予約権 62 - 純資産合計 1,075 531		2,822	2, 822
利益準備金22その他利益剰余金1,5001,500操越利益剰余金△6,361△6,829利益剰余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等4-その他有価証券評価差額金14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531		2, 822	2, 822
その他利益剰余金1,5001,500別途積立金1,5001,500繰越利益剰余金△6,361△6,829利益剰余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
別途積立金1,5001,500繰越利益剰余金△6,361△6,829利益剰余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531		2	2
繰越利益剰余金△6, 361△6, 829利益剰余金合計△4, 859△5, 327株主資本合計999531評価・換算差額等ぞの他有価証券評価差額金14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
利益剰余金合計△4,859△5,327株主資本合計999531評価・換算差額等4-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
株主資本合計999531評価・換算差額等14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531			
評価・換算差額等14一その他有価証券評価差額金14一評価・換算差額等合計14一新株予約権62一純資産合計1,075531	利益剰余金合計	△4, 859	△5, 327
その他有価証券評価差額金14-評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531	株主資本合計	999	531
評価・換算差額等合計14-新株予約権62-純資産合計1,075531	評価・換算差額等		
新株予約権62-純資産合計1,075531	その他有価証券評価差額金	14	_
純資産合計 1,075 531	評価・換算差額等合計	14	_
純資産合計 1,075 531	新株予約権	62	_
	純資産合計	1,075	531
	負債純資産合計	21, 572	18, 830

支払利息

社債利息

その他

経常利益

投資事業組合運用損

営業外費用合計

前事業年度 当事業年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成23年3月31日) 至 平成24年3月31日) 営業収益 買取債権回収高 4, 393 2,803 その他の収益 292 325 営業総収入合計 4,719 3,095 営業費用 債権買取原価 1,205 2,740 その他の原価 12 営業費用合計 2,752 1, 215 営業総利益 1,966 1,880 販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額 353 231 役員報酬 50 41 給料及び手当 237 247 法定福利費 38 39 租税公課 30 31 減価償却費 6 7 賃借料 48 36 債権回収費用 73 25 その他 221 185 販売費及び一般管理費合計 1,060 847 905 1,032 営業利益 営業外収益 受取利息 Ж1 637 **※**1 578 受取配当金 7 0 その他 8 12 営業外収益合計 646 597 営業外費用

802

277

1, 136

415

52

3

(単位:百万円)

728

650

129

121

1,508

		(十四・日/311)
	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
新株予約権戻入益	6	62
貸倒引当金戻入額	^{*1} 412	_
投資有価証券売却益	25	
特別利益合計	443	62
特別損失		
貸倒引当金繰入額	_	* 1 636
投資有価証券売却損	547	11
投資有価証券評価損	427	_
その他	1	0
特別損失合計	976	648
税引前当期純損失 (△)	△116	△463
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等合計	3	3
当期純損失(△)	△119	△467

		(単位:百万円
	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3, 036	3, 03
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	3,036	3, 03
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2, 822	2, 82
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	2,822	2, 82
資本剰余金合計		
当期首残高	2, 822	2, 82
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	2,822	2, 82
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2	
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	2	
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1, 500	1, 50
当期変動額		
当期変動額合計	<u> </u>	
当期末残高	1, 500	1, 50
繰越利益剰余金		
当期首残高	△6, 242	△6, 36
当期変動額		
当期純損失(△)	△119	$\triangle 46$
当期変動額合計		$\triangle 46$
当期末残高	△6, 361	$\triangle 6,82$
利益剰余金合計	<u> </u>	•
当期首残高	$\triangle 4,740$	△4, 85
当期変動額		
当期純損失(△)	△119	$\triangle 46$
当期変動額合計	<u></u>	
当期末残高		△5, 32

		(単位:日万円)
	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	1, 118	999
当期変動額		
当期純損失(△)	△119	△467
当期変動額合計	△119	△467
当期末残高	999	531
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	42	14
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△28	△14
当期変動額合計	△28	$\triangle 14$
当期末残高	14	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	42	14
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△28	△14
当期変動額合計	△28	$\triangle 14$
当期末残高	14	_
新株予約権		
当期首残高	68	62
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	$\triangle 6$	△62
当期変動額合計	$\triangle 6$	△62
当期末残高	62	_
純資産合計		
当期首残高	1, 229	1, 075
当期変動額		
当期純損失(△)	△119	△467
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△35	△76
当期変動額合計	△154	△544
当期末残高	1,075	531
-		

【継続企業の前提に関する注記】

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

前事業年度に当社の主要借入先であった日本振興銀行㈱が経営破綻し、平成23年5月には同行からの借入金は㈱整理回収機構に譲渡されております。日本振興銀行㈱の経営破綻以降、適時に借入先との期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、合意の得られる期限延長等の期間は短期的であり、期限到来の都度、借入先と協議を行わなければならない状況にあります。なお、当事業年度において当社は㈱整理回収機構から5,925百万円の借入金、日本振興銀行㈱を主要借入先としていた企業群から6,076百万円の借入金及び連結子会社を通じた2,589百万円の優先匿名組合出資の受入があります。

また、ターンアラウンド債権回収㈱が平成23年6月に経営破綻しましたが、同社に2,485百万円の債務保証を行っている当社連結子会社制ジェイ・ワン・インベストメンツは、㈱整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があります。当社では、当事業年度に制ジェイ・ワン・インベストメンツに対する貸付金に対して、636百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上したため、467百万円の当期純損失を計上いたしました。

㈱整理回収機構との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議、並びに他の借入先との期限延長の契約更新手続に関する協議については鋭意対応してまいりますが、今後これらの協議が合意に至らない場合、当社の資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金の期限延長等の契約更新手続の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業 務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービ ジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による 資産と負債の圧縮、固定費等の経費抑制の維持に努めてまいります。

当事業年度に重要な当期純損失を計上したものの、経常利益については121百万円を計上しており、引き 続き安定した収益構造の確立を図り、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、㈱整理回収機構及び他の借入先からの借入金の期限延長並びに連結子会社の保証債務に関する対応については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を 財務諸表に反映しておりません。

【重要な会計方針】

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度	当事業年度
(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
10百万円	12百万円

※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金	450百万円	450百万円
買取債権	1,821百万円	1,542百万円
投資有価証券	0百万円	一百万円
合計	2,271百万円	1,992百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	6,920百万円	5,975百万円
1年内返済予定の長期借入金	687百万円	1,474百万円
長期借入金	2,358百万円	900百万円
合計	9,966百万円	8,349百万円

なお、上記以外に子会社の買取不動産(当事業年度5,497百万円、前事業年度5,521百万円)、投資有価証券(当事業年度941百万円、前事業年度1,450百万円)の担保提供を受けております。

また、上記以外に子会社の借入金(当事業年度3,339百万円、前事業年度3,671百万円)に対して買取 債権(当事業年度761百万円、前事業年度989百万円)を担保に供しております。

※3 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
債権譲渡見合債務	3,771百万円	3,767百万円

4 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(保証先)		
何ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,671百万円(借入債務)	3,339百万円(借入債務)

※5 買取債権を連結子会社である㈱西新宿投資2号に譲渡することにより、資金調達を行っております。 当該譲渡については当社が㈱西新宿投資2号への劣後出資により実質的なリスク負担をしているため、 金融取引として処理しております。なお、譲渡代金については債権譲渡見合債務として認識しておりま す。

6 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超 えて配当することはありません。

第1回第一種優先株式 1株につき 8,000円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
受取利息	637百万円	577百万円
投資事業組合運用損	298百万円	610百万円
貸倒引当金戻入額	412百万円	—百万円
貸倒引当金繰入額	一百万円	636百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 自己株式に関する事項

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) 重要性が低下したため、当事業年度より記載を省略し

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	14	13	0
ソフトウエア	10	7	2
合計	24	20	3

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年以内2百万円1 年超0百万円合計3百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料5百万円減価償却費相当額5百万円支払利息相当額0百万円

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
 - ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

リース期間を耐用年数とし、残仔価額を零とする 定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期の配分方法について は、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

ております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は、子会社株式20百万円、関連会社株式48百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は、子会社株式20百万円、関連会社株式48百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	1,271百万円	1,293百万円
貸倒損失自己否認額	32百万円	25百万円
未実現利益に係る一時差異	20百万円	18百万円
株式報酬費用否認額	25百万円	—百万円
投資有価証券評価損否認額	21百万円	11百万円
関係会社株式評価損否認額	5百万円	4百万円
繰越欠損金	2,308百万円	2,063百万円
その他	3百万円	4百万円
評価性引当金	△3,688百万円	△3,421百万円
繰延税金資産合計	—百万円	—百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9百万円	—百万円
繰延税金負債合計	9百万円	—百万円
繰延税金負債純額	9百万円	—百万円

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度及び前事業年度においては、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

なお、これによる当期純損失への影響はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産	△740円28銭	△1,115円09銭
1株当たり当期純損失(△)	△163円23銭	△366円59銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株あたり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)	△163円23銭	△366円59銭
当期純損失(△)	△119百万円	△467百万円
普通株主に帰属しない金額	160百万円	160百万円
普通株式に係る当期純損失(△)	△279百万円	△627百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,960個	_

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	1,075百万円	531百万円
純資産の部の合計額から控除する金額		
(うち優先株式に係る資本金)	(1,000百万円)	(1,000百万円)
(うち優先株式に係る資本準備金)	(1,000百万円)	(1,000百万円)
(うち優先株式に係る配当金)	(280百万円)	(440百万円)
(うち新株予約権)	(62百万円)	(一百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	△1,267百万円	△1,909百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数	1,712,440株	1,712,440株

(重要な後発事象)

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載 を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	_	_	_	2	1	0	1
工具、器具及び備品	_	_	_	14	11	1	2
有形固定資産計	_	_	_	17	12	2	4
無形固定資産							
ソフトウエア	_	_	_	38	27	5	10
無形固定資産計	_	_	_	38	27	5	10

⁽注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が、資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び 「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4, 048	873	463	10	4, 448

⁽注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
普通預金	4, 062
通知預金	200
定期預金	450
預金計	4, 712
合計	4, 713

b 買取債権

(イ) 買取先別内訳

買取先	金額(百万円)
地方銀行	4, 312
都市銀行	804
サービサー	724
保証会社	574
整理回収機構	436
ノンバンク	238
外国銀行、金融商品取引業者等	214
信用金庫	194
その他	2, 035
合計	9, 535

(ロ) 買取債権の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期取得高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	回転率(回) (B) (A)+(D) 2
11, 132	34	1, 167	463	9, 535	10.5	0.00

⁽注) 当期減少額は、貸倒償却額463百万円によるものであります。

c 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ	8, 328
有限会社シー・エヌ・キャピタル	25
有限会社シー・エヌ・フォー	4
合計	8, 357

② 負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社整理回収機構	5, 925
中小企業債権回収株式会社	5, 166
SPARTA1合同会社	770
CBSフィナンシャルサービス株式会社	140
株式会社みずほ銀行	50
合計	12, 051

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
西武信用金庫	1,010
株式会社愛媛銀行	369
株式会社新銀行東京	60
株式会社富山第一銀行	35
合計	1, 474

c 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社愛媛銀行	900
合計	900

d 債権譲渡見合債務

取引実行期日別	金額(百万円)		
平成21年4月	3, 767		
合計	3, 767		

(3) 【その他】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	_
単元未満株式の買取り	_
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nissin-servicer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書	事業年度	自	平成22年4月1日	平成23年6月27日			
	及びその添付書類並	(第10期)	至	平成23年3月31日	関東財務局に提出。			
	びに確認書							
(2)	内部統制報告書及び	事業年度	自	平成22年4月1日	平成23年6月27日			
	その添付書類	(第10期)	至	平成23年3月31日	関東財務局に提出。			
(3)	四半期報告書及び確	(第11期第1四半期)	自	平成23年4月1日	平成23年8月11日			
	認書		至	平成23年6月30日	関東財務局に提出。			
		(第11期第2四半期)	自	平成23年7月1日	平成23年11月11日			
			至	平成23年9月30日	関東財務局に提出。			
		(第11期第3四半期)	自	平成23年10月1日	平成24年2月10日			
			至	平成23年12月31日	関東財務局に提出。			
(4)	臨時報告書	企業内容等の開示に関す	る卢	內閣府令第19条第2項	平成24年5月2日			
		第12号(財政状態、経営	対成績	責及びキャッシュ・フ	関東財務局に提出。			
		ローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に						
基づく臨時報告書								
		企業内容等の開示に関す	平成23年8月10日					
		第19号 (連結会社の財政	関東財務局に提出。					
		ッシュ・フローの状況に	平成24年5月2日					
		象) の規定に基づく臨時	宇報告	音書	関東財務局に提出。			

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

ニッシン債権回収株式会社 取 締 役 会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ⑩

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度 の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動 計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記 及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な当期純損失を計上し、また、㈱整理回収機構等との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議が今後合意に至らない場合、資金繰りが著しく悪化する可能性があり、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッシン債権回収株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない 可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ニッシン債権回収株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

ニッシン債権回収株式会社 取締役会御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ⑩

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な当期純損失を計上し、また、㈱整理回収機構等との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議が今後合意に至らない場合、資金繰りが著しく悪化する可能性があり、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成24年6月29日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び常務取締役 山口達也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及 び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されて いる内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社10社及び持分法適用関連会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結営業収益(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結営業収益の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、買取債権、買取不動産及び匿名組合出資金に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な 虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい 取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断 しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出日】 平成24年6月29日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。